

株式分割に関する基準日設定公告

2019年6月14日

株主各位

福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号
株式会社FCホールディングス
代表取締役社長 福島 宏治

当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、2019年7月1日付をもって当社普通株式1株を1.1株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2019年6月30日（日）（実質的には2019年6月28日（金））と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 2019年7月1日（月）付をもって、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等又は特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
2. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2019年8月中旬にお届出住所宛にお送りする予定です。
3. （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社
連絡先 〒168-8507
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-288-324